

個人年金保険「平準払い」の取り扱い開始のお知らせ

ソニー銀行株式会社(代表取締役社長:石井 茂/本社:東京都港区/通称:ソニーバンク)は、11月13日(月)より、ソニー生命保険株式会社(代表取締役社長:於久田 太郎/本社:東京都港区/以下:ソニー生命)の**個人年金保険商品**について、従来の保険料払い込み方法である「一時払い」に加え、「**平準払い(月払い、半年払い、年払い)**」の取り扱いを新たに開始しますのでお知らせいたします。

ソニーバンクでは、これまでソニー生命の「**5年ごと利差配当付個人年金保険**」および「**変額個人年金保険(無配当)**」について、保険料の払い込み方法を「一時払い」でのみ取り扱ってきましたが、より利便性を高めるため、新たに「平準払い」を追加します。「平準払い」では、お申し込み時に月払い、半年払い、年払いの3種類の中から選択することにより、将来へ向けて少しずつ計画的に備えることができます。

ソニーバンクに口座をお持ちのお客さまは、いつでもサービスサイトからソニー生命のソニーバンク専用サイトにアクセスして、設計書の作成や申込書の請求を行うことができます。申込書などの必要書類を郵送することで、店舗に出向くことなく、お申し込み手続きを行うことが可能です。平準払い保険料の引き落とし口座は、ソニーバンクの円普通預金口座となります。ご契約後は、契約内容照会などで「ソニー生命インターネットサービス」をご利用いただけます。

ソニーバンクは、個人のための資産運用銀行として、着実な資産形成をサポートする金融商品・サービスの提供に努めてまいります。

■ 個人年金保険(平準払い)の概要

5年ごと利差配当付個人年金保険

将来受け取れる年金額が契約時に確定する定額型の年金保険です。年金の受け取り方法や支払い開始年齢など、お客さまのライフスタイルに合わせて契約内容を選択することができます。

変額個人年金保険(無配当)

契約時に定めた基本年金額や死亡給付金額が、保険料を運用する特別勘定の運用実績に応じて増減する保険商品です。ライフサイクルや運用環境の変化に応じて特別勘定の組合せ変更や、積立金額の増減を検討することができます。

以上

ソニーバンクのサイト

- 企業サイト <http://sonybank.net/>
- サービスサイト <http://moneykit.net/> <http://mb.moneykit.net/>
(インターネットバンキングサイト) (モバイルバンキングサイト)

©Sony Bank Inc. MONEYKitはソニー銀行株式会社の登録商標です。

報道関係の方からのお問い合わせ先

ソニー銀行株式会社

広報部:安積(アヅミ)・渡辺

〒107-0052 東京都港区赤坂2-9-11
Tel 03-6230-5903 Fax 03-5561-1081
press@moneykit.co.jp

お客さまからのお問い合わせ先

カスタマーセンター **0120-365-723**(フリーダイヤル)
携帯電話・PHS・海外からは **03-6730-2700**(通話料有料)

※番号をお間違えにならないようくれぐれもご注意ください。
※IP電話をご利用の場合、ご入力内容が確認できない場合がございます。

受け付け日:1月1日~3日および5月3日~5日を除く毎日

受け付け時間:平日 9:00~20:00

土・日・祝日 9:00~17:00(12月31日 9:00~17:00)

【ご参考】

■ 取り扱い個人年金保険の商品概要（「平準払い」については2006年11月13日より）

商品名	5年ごと利差配当付個人年金保険	変額個人年金保険（無配当）
引受保険会社	ソニー生命保険株式会社	
特長	<ul style="list-style-type: none"> ① 老後の資金の計画的な準備が可能です。 ② 年金の受取方法を選べます。 ③ 介護年金に変更することができます。 ④ 年金支払開始日前に死亡された場合、死亡給付金を支払います。 ⑤ 所定の高度障害状態・身体障害状態になった場合、以後の保険料の払込みは不要です（平準払いのみ）。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 運用実績に応じて年金額が増減します。 ② 定額年金への変更や年金種類の変更も可能です。 ③ 運用対象を8つの特別勘定（※1）から選べます。 ④ 年金支払開始前に死亡された場合、死亡給付金を支払います。 ⑤ 所定の高度障害状態・身体障害状態になった場合、以後の保険料の払込みは不要です（平準払いのみ）。
取り扱える契約	お客さまご本人が契約者、被保険者および年金保険受取人となる契約	
保険料の払込方法	一時払い、平準払い（月払い・半年払い・年払い） <small>※平準払いは、ソニーバンクのお客さま名義の円普通預金口座を、保険料の引き落とし口座とする預金口座振替をお申し込みいただきます。</small>	
年金種類	5年確定年金・10年確定年金・15年確定年金・5年保証期間付終身年金・10年保証期間付終身年金	5年確定年金・10年確定年金・15年確定年金
基本年金額	【5年確定年金】 50万円以上10万円単位、3,000万円以下（既契約通算） 【10年・15年確定年金、5年・10年保証期間付終身年金】 20万円以上10万円単位、3,000万円以下（既契約通算）	【5年確定年金】 50万円以上10万円単位、3,000万円以下（既契約通算） 【10年確定年金・15年確定年金】 20万円以上10万円単位、3,000万円以下（既契約通算）
付加特約	<ul style="list-style-type: none"> ・5年ごと利差配当付年金支払特約が自動的に付加されます。 ・個人年金保険料税制適格特約を選択できます（平準払いのみ、さらに一定の条件を満たすことが必要）。 	5年ごと利差配当付年金支払特約が自動的に付加されます。

※1 特別勘定の種類は次の8通りです。

株式型、日本成長株式型、世界コア株式型、世界株式型、債券型、世界債券型、総合型、短期金融市場型

*個人年金保険の詳細は、サービスサイトより商品概要をご覧ください。

【ご利用時のご注意】

- ソニーバンクは、お客さまと引受保険会社であるソニー生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行うものであり、保険の引き受けや保険契約の締結の代理はいたしません。
 - 保険商品は預金ではなく、ソニーバンクによる元本または利息の保証はありません。また、預金保険の対象ではありません。ただし、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により一定の保護措置が図られます。
 - 保険商品をご契約いただくか否かが、預金や貸し付けなどソニーバンクにおけるお客さまの他のお取り引きに影響を及ぼすことは一切ありません。ソニーバンクはお客さまへの貸し付けを前提とした保険募集は行っておりません。
 - ソニーバンクが保険募集代理店としてソニーグループの役員・従業員のかたに生命保険商品の販売を行うことは保険業法により禁止されています。
-
-